

研究論文 (Articles)

中国帰国者の支援制度からみるコミュニティ通訳の 現状と課題

——通訳者の役割考察——

飯 田 奈美子

(立命館大学大学院先端総合学術研究科)

The Present Condition and Problems of Community Interpreters Involved in
the Support System for Returnees from China : A Study of Interpreter's Roles

IIDA Namiko

(Graduate School of Core Ethics and Frontier Sciences, Ritsumeikan University.)

Japanese returnees from China are the only immigrant group in Japan that receive support measures, such as the allocation and dispatch of interpreters, from both the national and local governments. This report examines the administrative intentions regarding interpreters for Japanese returnees from China and clarifies the role required of community interpreters from the viewpoint of public administrations by analyzing the current conditions that community interpreters for returnees work under. What public administrators require of interpreters for Japanese returnees from China is based on helping establish a relationship between the administrations and the returnees, somewhat favoring the administration's side rather than acting as an impartial party. Furthermore, interpreting and support are not clearly divided, as interpreters are expected to perform both roles simultaneously. It was also discovered that interpreters have strategies to adjust the state of the relationships between returnees and the administration(s). However, such strategies increase the burden on interpreters themselves and create deeper gaps with the established image of interpreters. This means that interpreters feel conflicted, and the more strategies they work with, the deeper the dilemmas they find themselves in. Those dilemmas become factors in the burnout of community interpreters. This is an important issue to consider when establishing a community interpreting system.

Key Words : returnees from China, support system for returnees, community interpreter, role of the interpreter

キーワード : 中国帰国者, 中国帰国者の支援制度, コミュニティ通訳, 通訳者の役割

はじめに

日本に定住している外国籍住民は200万人を超え、在住外国人の定住化傾向は進んでいる。このことは、多様な文化や言語、背景を持つ人々が、地域社会の構成員として生活しているということでもある。しかしその一方で、在住外国人の「言葉の壁」が深刻な問題としてある。それにもかかわらず、外国人を受け入れるための制度整備は進んでいない¹⁾。特に在住外国人が日常生活場面で必要とされる通訳は職業化が進んでおらず、ほとんどボランティアが担っているのが現状である。医療、福祉、教育などの分野の通訳は、外国人の生命や人生に大きくかわる領域であるにもかかわらず、独立した専門性を必要とする通訳領域であるという認知はされていない。そのため通訳者の養成、認定制度や報酬などのシステムが整備されていないのである。近年ようやく司法や医療分野などでは通訳の必要性がいわれ、一部の大学や自治体等を主体に研修や認定システムが構築されつつある²⁾。しかし、全国で統一された通訳者のレベルチェックや通訳者の役割を規定した倫理規定などは確立されていない。在住外国人の増加に伴い、通訳者が必要とされる場面は増えてくることから、早急に通訳システムの整備が望まれている³⁾。

- 1) 在住外国人が、日本語ができないことによる問題は新聞でも数多く報道されている。例えば、言葉がわからないために退職届にサインをさせられた派遣社員について(2009.2.14朝日新聞)や、小学校で外国籍児童が、言葉がわからずやる気を失ったり、ストレスから対象を崩したりする(2009.5.18朝日新聞)などの報道がある。
- 2) 愛知県立大学で医療分野ポルトガル語スペイン語講座を開設。京都産業大学では司法通訳(中国語)を開講。外国人が集住している地区の国際交流協会や自治体などがボランティアの通訳登録制度を実施している。
- 3) 日本パブリックサービス通訳翻訳学会設立趣旨<http://psit.jp>や医療通訳士協議会設立趣旨<http://jami.hus.osaka-u.ac.jp/>を参照。(2010年2月20日アクセス)

そこで、今後コミュニティ通訳のシステムを構築していくためには、現状の課題を検証していかなければならない。特にコミュニティ通訳という新しい通訳領域において、通訳者の役割についての現状に照らした分析が必要である。

本稿では、コミュニティ通訳が唯一法律として制度化されている中国帰国者に焦点をあて、その現状と課題を分析していく。ここで中国帰国者に注目する理由は、日本には統合的な移民政策はないが、中国帰国者に対しては、「移民性」⁴⁾のある人々として唯一法律で定められた支援制度があり、行政が通訳者の配置や派遣を行っているからである。

具体的には、法的支援を行わなければならない行政側の中国帰国者に対する通訳の意図を探り、行政や援助者側からみた通訳に求められている役割を明らかにする。また中国帰国者に対する通訳者のインタビューから、「構築された通訳イメージ(正確、忠実、完全な通訳)」(1章2節で後述する)とは異なる通訳者の実像を表面化させることで、コミュニティ通訳者自身が抱え込む葛藤の構図を明らかにすることを目的にする。

1. コミュニティ通訳とは

1-1 コミュニティ通訳の呼称とその定義

コミュニティ通訳という名称はまだ日本では定着しておらず、海外においてもその呼称は様々である。例えば欧州では、パブリックサービス通訳(Public Service Interpreting)と呼ばれている。オーストラリアなどでは、コミュニティをベースに活躍する通訳として“Community-based Interpreter”という呼称や、“Community Service Interpreter”と呼ぶ場合もある。さらに、カナダでは文化通訳

- 4) 例えば、蘭は中国帰国者を「本国帰還者という移民」と表現している(蘭, 2000a: p39)。

(Cultural Interpreting) と新たな広い分野の通訳として名付けられている。また、会議通訳と区別して仲介通訳 (Liaison Interpreting) という名称もある。

コミュニティ通訳の下位カテゴリーとして、医療通訳 (Medical Interpreting) や保健医療通訳 (Healthcare Interpreting), 病院通訳 (Hospital Interpreting), 司法通訳 (Legal Interpreting), 行政通訳などがある。

コミュニティ通訳は在住外国人の生活に密着した場面における通訳であるが、一般的に司法や医療、教育、福祉、入国管理など幅広い場面での通訳として一つにくくられている。例えば、ホールはコミュニティ通訳を医療、福祉、司法 (警察、刑務所、法廷) を含む、個人の最もプライベートな部分に踏み込む通訳と定義している (Hale, 2007)。また、ミケルソンはコミュニティ通訳を、外交官や会議の代表、海外出張する専門家に対してコミュニティに住む住民のための通訳サービスを供給するものとしている (Mikkelsen, 1996)。一般的にコミュニティ通訳の定義としては、外交やビジネスなどの分野のフォーマルな場に対して、地域に住んでいる外国人の生活に根ざした分野のインフォーマルな場での通訳とされる。

日本ではじめてコミュニティ通訳の入門書を刊行した水野は、会議通訳との比較から、コミュニティ通訳の特徴を5点を挙げている。すなわち、①地域住民を対象とする、②(要通訳の二者間に)力関係に差がある、③言葉のレベルや種類が様々である、④文化的要素が大きく関わる、⑤基本的人権の保護に直結している、である (水野, 2008)。

また、筆者は日本でコミュニティ通訳を行っている人たちにもある一定の特徴が見られるとし、コミュニティ通訳者の特徴として①当事者性、②支援的な立場、③ボランティア性を有しており、それら相対する通訳者としての専門性、

中立性などの定義といかにバランスをとるかが重要になると述べた (飯田, 2007a)。この3つの性質は、本稿が実施した調査の基本的視角ともなるので、その内容を簡単に再掲したい。

まず、コミュニティ通訳者が「当事者性」を有するのは、コミュニティ通訳の対象となる外国人の多くが、社会的にリスクを抱えやすい状況におかれ、彼らの文化や習慣などが日本社会ではなかなか理解されにくい状況から、自分たちの問題や関心事をよく理解している人に通訳してほしいという思いを持っていることによる。

事実、コミュニティ通訳者には、ネイティブ通訳者 (出身国の母語話者であり、後に日本語を身に付けている通訳者) が多い。これは、ネイティブ通訳者の多くが、自分自身が言葉が通じないことで困った経験を持ち、その経験が動機となり通訳となる場合が多いからである。例えば、家族やコミュニティの人々に付き添って通訳をしていくうちに、病院や、国際交流団体やNGO団体などに登録し、通訳として活動していくようになる。そのため対象となる外国人の背景や抱えている課題などをすぐに理解でき、共感できるため、要通訳者である外国人もネイティブ通訳者に通訳を求めるケースが多くなる。

しかし、多くのネイティブ通訳者は通訳の専門的な訓練を受けておらず、医療や法律などの専門的知識を身につけていないことが多い。また、守秘義務などの通訳倫理が確立されていないことから、同じコミュニティの中の人に通訳をすると、プライバシーの保護が難しい場合もあるという問題点もある。

次に、「支援的な立場」について述べる。現在コミュニティ通訳を専業に行っている人は少なく、ボランティア以外では外国人の支援団体の相談員や国際交流協会の職員、看護師、病院の職員などの援助者であることが多い。これら

の人たちは職業的立場から、通訳をしても支援的な側面が強くてしてしまうということがある。援助者が通訳を行うメリットとしては、外国人の立場や援助内容を理解しているため、その擁護ができるという面も挙げることができるが、それが行き過ぎてしまうとパターンリズミな関係に陥り、外国人を蚊帳の外において、直接やりとりしてしまうというデメリットもある。

最後に、コミュニティ通訳には、「ボランティア精神、慈善的精神」が求められる特徴がある。実際に無償で通訳を行うだけでなく、依頼された時間以上に長時間にわたって通訳をしたり、突然電話がかかってきて通訳しなければならなかったりなどの対応を迫られたりする。時には、支援を行ったり、代理や代弁を行ったりと、明らかに通訳以外のこともせざるを得ない状況に遭遇することもある。通訳者以外の支援の専門家が行うべきことが十分に行われていない現状に直面したとき、それを見てみぬふりができず、ホスト国と出身国の両方の文化を知っているコミュニティ通訳者がやむにやまれずプラスαのこともせざるを得なくなるのである。現状としては、外国人の権利擁護を通訳者のボランティア的精神に依拠しているところが多く、このことは通訳者の支援と通訳の線引きを難しくしていると言える。

現在コミュニティ通訳には倫理規定がないので、何をどこまでするかが通訳者個人個人の判断に委ねられてしまっており、それを相談する場所やシステムも一部の通訳派遣団体などを除き整備されていない。そのため、中立性という通訳者の倫理に相反するこのような状況に通訳者自身が葛藤することもある。

次節ではこのようなコミュニティ通訳の葛藤を生み出す背景にあると考えられる通訳観について述べる。

1-2 構築された通訳観とのギャップ

ポエヒハッカーによれば、通訳学研究においてプロの通訳者の役割には「正確、完全、忠実」な訳出を行うことが一般的に規定されており、通訳者を「人ではない存在」として対話者間で中立的立場にいる者だと考えられたことから、どのような対話場面においても、通訳者が主導権を握ることを禁じていると指摘している(Pöchhacker, 2004)。このような通訳観は、一般の人々にも広がっており、「通訳者=透明な翻訳機械」と思われていることが多い。例えば、事前の資料や情報なしで「言ったことをそのまま訳してもらえればいい」といわれることは、多くの通訳者が経験している事柄であると言える。

水野は、コミュニティ通訳の倫理原則として「正確性」を挙げ、「オリジナルの発言に何も加えない、何も引かない、編集もしない」ということが基本であると述べている(水野, 2008)。オーストラリア翻訳者通訳者協会(AUSIT: The Australian Institute of Interpreters and Translators)の倫理規定にも、守秘義務とともに、正確性、公平性が規定されており、その実施規定での説明にも、ノンバーバルな情報や明らかな虚偽の発言も通訳者はそのまま正確に伝えなければならないならず、変更、追加、省略を行ってはならないとされている⁵⁾。

通訳者による解説や編集作業を禁止したこのような規定は、法廷や医療の診断場面において強く求められる傾向にあるが、幅広い場面に対応しなければならないコミュニティ通訳においては、通訳の逸脱行為でもある解説や編集作業も行わざるを得ない時がある。なぜならば「オリジナルの発言に何も加えない、何も引かない、

5) AUSIT (オーストラリア翻訳者通訳者協会)「AUSIT Code of Ethics for Interpreters & Translators」は以下のウェブサイトを参照。
<http://server.dream-fusion.net/ausit2/pics/ethics.pdf> (2010年2月20日アクセス)

編集もしない」という行為を忠実に実行したならば、対象者である外国人側に内容がきちんと理解されず、そのためコミュニケーションが噛み合わなくなり、専門家と外国人の話が平行線になることもあるからだ⁶⁾。これは、コミュニティ通訳の対象となる外国人が、日本の制度や日本の文化、考え方について知らないことが多いことに依拠する。

ピンカートンは、ビジネス分野の通訳ロールプレイで全国翻訳者通訳者認定機関：オーストラリア（NATTI：The National Accreditation Authority for Translators and Interpreters Ltd）の通訳原理（正確性）を忠実に実行すると、クライアント同士のコミュニケーションが達成されるどころか混乱状態に陥ってしまったとの報告をしている（Pinkerton, 2004）。この通訳ロールプレイで、学生が説明を加えながらの通訳を提案したところ、「理解する・しないは当事者の責任であって通訳者は介入してはならない、どんなに時間がかかっても当事者の間で解決させる」と教師から指示をだされたとのことだった。しかし、このような原理が遂行できるのは、当事者同士が対等な立場にあるときに限られる。少なくともコミュニティ通訳が行われる場面において医師と患者、行政職員と外国籍市民、教師と保護者・子どもなどは、専門知識や資格などを持っている専門的立場の者とそうでない者との間に対等な関係は築かれていない。更に外国人は情報アクセスが難しく、他者を介さなければ情報を得たり、コミュニケーションをとることができない。そのような状況で、

6) 内容が理解できないならば、外国人側が質問をして専門家に説明を求めたらいいのではないかと思われるだろう。しかしながら、専門家と外国人の間では圧倒的な力の差があり、外国人が専門家に説明を求めることはとても勇気のいることなのである。例えば、筆者は、保健師が母乳の出ない母親に、オッパイの出し方を指導をしようとしたのに対し、母親は仕事をするために、オッパイをやめたいとは言えなかった事例を挙げている（飯田, 2007b：p23）。

理解するかしかなないかが当事者の責任とされてしまうと、権力関係が非対称の外国人側に不利益が生じてしまうのである。

このような状況と構築されてきた通訳者イメージ（正確、忠実、完全な通訳）の浸透によって、実際の通訳現場において期待される通訳者イメージと現状の通訳のあり方にギャップを感じ、どのような通訳を行えばよいか悩む通訳者も多い。コミュニティ通訳において、通訳観のギャップは通訳者を板ばさみにするだけでなく、通訳を必要とする外国人側の不利益に繋がる可能性もあるため問題とする必要があると考える。

これらの現状と問題点を踏まえたくて、唯一法律で定められた支援制度をもつ中国帰国者について述べる。

2. 中国帰国者と支援制度

2-1 中国帰国者とは

中国帰国者とは、中国残留邦人とその家族のことを指す。中国残留邦人とは、1945年当時、中国の東北地方（旧満州地区）に居住していた開拓団などの日本人が、同年8月9日のソ連軍の対日参戦により、戦闘に巻き込まれたり、避難中の飢餓疾病等により犠牲となり、このような中、肉親と離別して孤児となり中国の養父母に育てられたり、やむなく中国に残ることとなった人々を指す。

中国帰国者は極めて「移民性」が強い人々であるといえる。中国残留邦人は中国に残留した日本人であり、政府の援助で帰国と定着が進められている者であるが、その帰還が30年余以上も遅れたために、その多くは中国文化を身につけ中国人としてのアイデンティティを持って生きてきた。また、中国残留邦人に伴って来日する配偶者やその子供は血統的にも文化的にも中国人である。そのため、日本に「帰国」しても、

言葉、生活習慣の違う国への移民家族としての特性を同時に持つことになる。

2-2 支援制度

中国帰国者が他の移民とは完全に異なる点は、その支援制度が法律のもと整備されていることにある。1994年「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律」(以下「残留邦人支援法」という)ができ、「国等の責務」として帰国促進と帰国後の自立を援けることが決まった。1994年以前から支援事業は行われていたが、永年の帰国者の訴えと支援者たちの運動によって徐々に制度化されていったのだった。

しかしながら「残留邦人支援法」として制度化されたものの、実質的にはそれは強制力のない努力目標にすぎなかった。というのも、「残留邦人支援法」には、国や地方公共団体は帰国の促進や自立の促進及び生活の安定に関して必要な施策を講ずるものとするとし記載されており、どのような施策を行わなければならないかなど詳しい支援内容については法律で明記されていないからである。また、支援事業の多くは都道府県に委託されて行われたため、支援の内容や運営方法が地域によって異なる結果にもなった。

中高年以上で帰国した中国残留邦人は、帰国後も言葉が通じないことで不自由な生活を強いられたこと⁷⁾、生活保護に依存した生活しかできない状況で老後の生活不安があること、そしてこれらの原因には日本政府の支援施策の不備があるとして、全国の中国残留孤児たちが集団賠償訴訟を起こした⁸⁾。それによって、2007年に改正法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一

7) 2003年度中国帰国者生活実態調査より生活保護の受給状況を見ると、58.0%が生活保護を受給している。年齢別では、「60~70歳未満」の受給率が最も高い。

部を改正する法律)が成立し、翌年4月から新たな支援策として、老齢基礎年金の満額支給と老齢基礎年金を補完する支援給付金の支給、さらに地域社会における生活支援が施行されるようになった。

2-3 中国帰国者にかかわる通訳者

中国帰国者にかかわる支援者は、公的な支援施策によってかかわる人や、民間で私的な立場からかかわる人まで幅広い。前者の例としては、自立指導員⁹⁾や生活相談員、就労相談員、日本語教師、身元保証人などが挙げられ、後者の例としては、日本語教室のボランティアやコミュニティで中国語—日本語が話せる人などが帰国者にかかわっている例が挙げられる。これらの人々は、中国帰国者が帰国定着する過程で、彼らが直面する生活課題の解決を支援し、彼らの生活改善に協力している。支援者たちは、帰国者の生活に必要な行政や学校・保育園等の手続きや、病院の付き添い、日用品の準備などありとあらゆることを行う。

中国帰国者に関わる支援者の中で主に通訳を行っているのは、自立支援通訳、支援相談員、福祉事務所等の通訳¹⁰⁾である。この三者は市区によって、配置されているかどうか異なっており、また業務内容や守備範囲も微妙に異なったりしているが、いずれも通訳行為を行っている通訳者という立場をもつものである。

自立支援通訳は、1989年から派遣事業として

8) 残留孤児約2200人が国を相手に全国15カ所で集団賠償訴訟を起こし、原告の要求は、①責任の明確化と謝罪②生活保障・生活支援③2世3世対策④歴史的検証・啓発活動であった(中国「残留孤児」国家賠償訴訟原告団全国連絡会 2006)。2006年に唯一神戸地方裁判所で原告が勝訴した。

9) 自立指導員派遣制度は、1987年に施行されたもので、帰国者の定着自立に必要な助言、指導等を行う。帰国者等に深い関心と理解を持つ民間の篤志家が選任要件になっている。

10) 自立指導員も通訳を行うが、新たに帰国する帰国者の数の減少や支援相談員の設置により活動が減少しているため今回の調査には入れていない。

行われ、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等が到着先の地域社会の医療機関で受診する場合等に、自立支援通訳を派遣することにより、医療機関の適切な受診を確保するとともに、関係行政機関等での助言、指導及び援助を受けることを容易にし、定着自立の促進を図ることを目的とするものである。

支援相談員は、法改正後新たな支援策により新しく創設されたものである。従来は帰国者の相談に関しては自立指導員が行ってきた。しかし、帰国者に早く定着させるため「指導」をすることで日本文化への同化を強制しているという批判があり¹¹⁾、また、中国語をあまり話せない自立指導員もいたことから、帰国者との意思疎通がとれず、そのため誤解やコミュニケーションの齟齬をきたすという問題もあった。そのため、中国残留邦人から強い要望があり¹²⁾、中国語のできる相談員を福祉事務所などに配置することが新たな支援策に盛り込まれた。この支援相談員は福祉事務所等に配置され、行政職員と連携し、中国残留邦人等に対して相談や通訳を行う。

福祉事務所等の通訳者は中国帰国者の集住地区において、行政手続きや相談の際に言葉が通じないことから独自で通訳者を確保している自治体もある。福祉事務所等の通訳者の多くは生活保護に関する通訳として雇われ、生活保護を

受給している中国帰国者を対象に通訳をおこなっていることが多い。通訳者として雇われているが、通訳者としての必要な条件などは、各自治体で決められており、明確な基準はないのである。

3. 行政に対するアンケート調査と分析

3-1 アンケート調査

今回の調査は制度的援助に関わっている人々を対象にするため、中国帰国者が50世帯以上いる24市区に限定してアンケート調査を行い、18市区から返答を得た¹³⁾。

アンケートは、自立支援通訳、支援相談員、福祉事務所等の通訳者について、配置の有無や通訳場面、通訳としての条件を設けているか、通訳に関する研修があるか、中国帰国者の通訳に対して何を求めるか等について問うているものであり、その後アンケート回答者に聞き取りも行った。

3-2 アンケート調査結果

まず、自立支援通訳などの配置状況だが、18市区の内、自立支援通訳を配置しているのは16箇所、その内3箇所が支援相談員との兼任、2箇所が自立指導員との兼任であった。また、支援相談員に関しては18市区すべてが配置していたが、そのうち3箇所の支援相談員は、中国語の話せない職員が担っており、通訳行為は行っていなかった。自立支援通訳と支援相談員が兼任されている市区では、全員が兼任しているところもあれば、自立支援通訳のうちの一人が支援相談員を兼任しているところもあった。

また、支援相談員が通訳を行わない市区では、

- 11) 小田の指摘によれば自立指導員の指導は「善意」から日本社会への同化を促し、「適応」指導という名のもとで中国的なものを否定してきた（小田、2000）。蘭は、自立指導員などの「自立支援の論理」は「郷に入れば郷に従え」という日本社会の同化主義的なイデオロギーに強く規定されていると指摘している（蘭、2000b）。
- 12) NPO法人中国帰国者の会は支援相談員の配置について東京都や自治体に要望書を出し、自立指導員の中には残留邦人の課題解決への識見を欠いている人がいたり、高圧的な対応をした人もいたことから、残留邦人から不信を買ったことがあり、支援相談員には残留邦人に理解のある人や当事者、2世3世の登用が希望された。（2007年11月4日要望書、2008年3月12日要望書）以下のウェブサイトを参照。<http://www.kikokusha.com/summary.html>（2010年2月20日アクセス）

- 13) アンケートを送付し回答を得たのは、札幌市、仙台市、郡山市、千葉市、飯田市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、高知市、福岡市、大田区（以下東京都）、葛飾区、北区、江東区、墨田区、練馬区、の18市区。

福祉事務所に中国語通訳者が常駐している場合や、自立支援通訳が区役所に赴き通訳を行っている場合があることがわかった。これらの通訳者は、支援給付制度が始まる前から福祉事務所などに配置されていたため、支援相談員は支援給付事務を行う市役所職員やOBなどが担っているとのことだった。

自立支援通訳の主な通訳場面では、圧倒的に医療機関での通訳が多く、その他には、介護保険申請・認定調査場面や年金手続き、職業安定所や学校の進路相談場面もあった。支援相談員の主な通訳場面は、支援給付業務にかかわる場面が多く、例えば、支援給付担当ケースワーカーが家庭訪問をする際の同行通訳や、福祉事務所等に来所する帰国者の通訳、電話連絡での通訳などであった。それ以外にも医療機関や、介護申請、教育機関、その他行政機関など様々な通訳場面に対応していた。

自立支援通訳と支援相談員の通訳場面の棲み分けは、主に自立支援通訳が派遣型で外部機関での通訳を主に行い、支援相談員が市区役所・福祉事務所等内に常駐し、市区役所・福祉事務所内での通訳に対応していると言える。

福祉事務所等の通訳が対応している通訳場面は、主に支援給付と生活保護である。なかには、市民課や税金課などに対応する通訳を配置しているところもあるが、これは中国帰国者だけに対応しているのではなく、中国語話者の住民に対応する目的で設置していた。

支援給付が始まる以前、多くの中国残留邦人たちは生活保護を受けており、また、新しくできた支援給付制度の内容も生活保護制度に類似していることから、通訳支援においても生活保護との関連が継続している。それは、自立支援通訳や支援相談員などの所属の多くが生活保護を管轄している課に所属していることが多いことからもうかがえる。帰国者1世は支援給付を受給しているため生活保護を受給していない

が、生活保護を受けている2世3世が少なくないことから、自立支援通訳や支援相談員も生活保護に関する通訳を行うケースが多くみられた。

通訳に関する条件を設けているかという質問に対し、「中国語や通訳に関する資格を有する者」「通訳経験のある者」「特に設けていない」の三択で回答をしてもらったところ、「特に設けていない」と回答した市区は、自立支援通訳で約62.5%、支援相談員は、約53.3%だった。なにかしらの条件を設けているところでも、「中国語や通訳に関する資格を有する者」は少なく、「通訳経験のある者」という条件のほうが多かったが、どこまでの通訳経験を求めているかは明らかにならなかった。

さらに、通訳に必要な研修をおこなっているかという問いには、自立支援通訳は約37.5%で、支援相談員は約46.6%であった。採用後の研修においても、自立支援通訳、支援相談員等に対して独自に行っているというよりは、都や県が行う通訳研修と一緒に受講しているケースが多く、担当者の聞き取りにおいてもどのような研修を行ったらいいか模索していることがうかがえた。それは通訳者に対して求めるものの回答にも表れており、医療用語や社会制度などの知識も必要と回答する市区もあったが、実際にそのような知識等を持って通訳に携わっているというより、それらを身に着けるためには研修が必要だがどのように研修をしたらよいかわからないという状況が述べられた。アンケート結果では、通訳に求めるものについて、中立な立場や通訳に徹するなど従来の通訳観を求めている市区もあったが、このような意見は少数であるばかりでなく、中国帰国者に対する通訳はボランティア的要素が強いため、全般的に言語や通訳能力の向上についてはあまり求めていることが明らかになった。

3-3 中国帰国者に対する通訳に何を求めるか

中国帰国者に対する通訳には何を求めるかについて、更に聞き取りを行ったところ、以下のような回答が多くあった。まず、前提条件として、「中国帰国者に対する理解」を通訳者に求めるというものである。中国帰国者は歴史的経緯から、彼らの置かれている状況や抱えている問題が複雑で深刻なものであり、それに配慮した対応が必要となるため、そのような状況をまずは理解していることが第一条件になるとのことだった。これは、厚生労働省の実施要領においても自立支援通訳などの採用条件¹⁴⁾として条件付けされているものである。

さらに、「通訳兼支援者という役割」を求めていることもわかった。ある市区では帰国者は支援を受けることを期待しているところがあり、自立支援通訳に対して通訳以外のこともしてほしいと依頼されることがあるとのことだった。これは、帰国者側から通訳以外の支援的なかわりを求めることがあることを物語っているのだが、通訳者が支援的なかわりをすることに対して行政側も求めていることが別の市区の聞き取りから明らかになった。「支援相談員（自立支援通訳と兼任）は、昔から帰国者と付き合いがあり、善意や親切心で関わってくれている人も多い。帰国者になじみのある人のほうが（行政としても）助かる。」とある担当者は述べていた。つまり、帰国者となじみのある人がかわることで、同行通訳に行った際に親切心で通訳以外のことも手助けしてくれ、そのような行為が行政にとっても助かるとのことだった。支援相談員はその名のとおり、通訳以外に相談業務も行うもので、相談業務の一環として支援的なかわりを行うことは業務の範囲内では

あるが、問題は、どのような場面で通訳に徹し、どのような場面で支援的なかわりをすればいいのか曖昧で、明確に通訳と支援を分けずに二重の役割が期待されていることにあるのではないだろうか。

また、「行政と帰国者間の人間関係を作っていく役割」も求めていることもわかった。これは、通訳者が行政と帰国者の間に中立にたつて、両者をつなげていくというより、どちらかという行政側につなげていくというより、どちらかという行政側につなげていく役割を求めているというものである。ある市区の聞き取りにおいて、「ケースワーカーとともに指導をするという気持をもってあたってもらいたい。ただ間に入って通訳をするのではほかの通訳とかわりがない。」という話があった。行政側の立場にたつて、行政の意図を伝えていく役割を期待しているのである。それはどういうことであろうか。

生活保護制度は金銭給付だけではなく、受給者に対して自立の助長を図るために福祉事務所から指導がなされるのだが、時には、生活保護制度の原則であるこの「自立」のイメージがケースワーカー側と受給者側とで異なることがある。例えば、行政担当者から「自立」という言葉が使われるとき、「生活保護からの自立（保護を受けなくて済むようになること）」という意味で使われ、「自立助長」すなわち「収入増にむけた生活指導」などの意味がこめられることがある（今村他、2004）。言葉や習慣、価値観が異なっていることで日本社会に適応できず、生きる戦略として生活保護をうけてきた中国帰国者（飯田、2006）にとって、就労収入を増加させて生活保護から自立していくという生き方は、彼らの実情に即したのではなく、そのため帰国者の中にはその指導に対する反発も多くあった¹⁵⁾。生活保護という枠組みの中で、

14) 自立支援通訳の選任条件として、①帰国者等の言葉（中国語又はロシア語）と日本語との通訳の能力を有すると認められること。②帰国者等の援護に関し、理解と熱意を有すること。③心身ともに健全であることとされている。

15) 例えば、井出は損害賠償訴訟の原告団総代表美子氏の意見陳述要旨を掲載し、総代表氏はホテルのメ

帰国者の関心事が日本社会における支配的文化から大きくずれてしまうことがあり、そこに「指導」が入ることで帰国者の生活行為が制限されてしまうのだった。このような場面の通訳は、決して中立な立場を求められるのではなく、行政側に立った立場を求められるのである。

中国帰国者に対する通訳は、帰国者自身からの要望を踏まえて法的整備が行われてきたが、このような法的な位置づけがあるにもかかわらず、通訳者の立場は行政にとっても当事者にとっても中立という立場を固守することができなくなるものとなった。行政は帰国者を保護し、自立に向けての指導をしなければならないので、おのずとそのような意図を理解し、行政と連携ができる役割を通訳者に期待していき、また、帰国者の特殊な事情から帰国者の様々な問題を支援し、行政の間をつないでいく支援者としての役割も期待されるようになったのだった。

4. 通訳者に対するインタビュー調査と分析

4-1 インタビュー調査方法

この章では、実際に中国帰国者に対して通訳を行っている通訳者にインタビュー調査を行い、通訳者自身がどのような役割を担っているかを分析する。インタビュー対象者は、自立支援通訳者、支援相談員、福祉事務所等通訳者の5人である。中国帰国者に対して通訳行為を行っている3つの立場それぞれの状況を把握するためにインタビュー対象者の抽出を行った。インタビュー方法は半構造化面接でひとり1時間行い、通訳をする上で注意している点や通訳者の役割について語ってもらった。

なお、調査対象者である通訳者5名には、本

※清掃や弁当屋でのパート収入を子供の教育費のために福祉事務所に申告せず使用していたところ、それが発覚し返還させられ生活が苦しくなったと訴えていることを紹介している(井出, 2004: p324)。

研究の目的、ICレコーダーによる録音、さらに調査結果の報告方法について説明し同意を得ている。

4-2 インタビューの語りから

①「福祉事務所側の通訳」

通訳者に行ったインタビューで、福祉事務所通訳のAさんは、自分は「福祉事務所側の通訳」と見られていると話した。「他の福祉事務所から呼ばれる時は、先に友人や家族などが通訳として相談を行っているが、それでは話が進まないときに、福祉事務所が事務所側の立場に立った通訳をしてほしいので来てほしいと依頼されることがある。こういう考えは多くの職員にあるのではと思う。福祉事務所の意図が通じないので、通訳者が必要とされているのでは。」とインタビューで答えていた。先ほどの行政に対するアンケートでもあったように、行政側の要望として、行政側にたった通訳を必要とされているということを通訳者自身も感じていることを裏付ける語りであるといえる。このような語りが出てきた要因として、通訳は中立で行うものとされているが、そのような立場にたてないことによる葛藤が通訳者にはあり、このようなインタビューでの語りにつながっていったと思われる。

②「あなたのためにという一言を加える」

さらに、福祉事務所の通訳をしているCさんは、通訳の際に「あなたのためにという一言を加える」と語っていた。生活保護のケースワーカーから指導をされる時、そのまま伝えたのでは意図を理解してもらえないことがあり、通訳の際に、ケースワーカーは意地悪でそうしているのではなく、あなたのためにそのように助言していると伝えることによって帰国者に理解をもらうとのことだった。生活保護では、受給者に対して自立に向けての指導をケースワ

ーカーが行っていくが、文化や価値観が異なる人々にとってはその指導の意図がよくわからず、ケースワーカーの言葉を差別や意地悪をされているのではないかと誤解してしまい、相手に対して不信感を持ってしまうということがあるので、そうではないことを理解してもらうために、このような対応をしているとのことだった。

③「娘として通訳する」

支援相談員のBさんは、「娘として通訳する」という戦略を語ってくれた。医療機関などに同行通訳に行く際に、必要であれば自分は通訳者（支援相談員）であると名乗らず、娘に成りすまして話を聞き通訳をすることが多いと語り、しかもそのほうが通訳が上手くいくとのことだった。このような対応の背景には、通訳者という身分を明かせば、言葉をただ翻訳して伝える通訳に徹しなければならなくなるのだが、しかし、対象となる帰国者1世は、高齢であり医療についての知識もあまりない人たちなので、そのような人たちを対象に、「導管モデル」(Reddy, 1979)¹⁶⁾的な通訳をすると対象者にきちんと伝わらないことが多い。そのため、よりよく理解してもらえるように、「通訳者」としてかかわるのではなく、擬似家族的な「娘として」かかわるほうが、相手の立場によりそい、相手に理解できる言葉で説明することが可能となる。そのような戦略があるのではないかと考えられる。

④「通訳が言わないで誰が言う？」

さらに一步踏み込んだ行為をせざるを得ない

状況を話してくれた通訳者もいる。自立支援通訳のEさんは、「通訳が言わないで誰が言う？」と真剣なまなざしで語った。医療場面の通訳では、診察室を出た後に医師の話をもう一度説明したり、薬の飲み方や服薬の必要性の説明をしたりすることがあるとのことだった。服薬の必要性についても一度患者さんに説明してくださいと医師に言っても医者からは、「必要だから」としか言ってもらえず、患者の家族も忙しくて本人の病状は詳しく知らないという現状がある。このような状況下で、本人に納得してもらえるような説明をできるのは通訳者しかおらず、そのため通訳者が説明をすることもあったと語っていた。勝手に説明することは通訳者として逸脱した行為だが、文化や価値観が異なる人々にとっては、医者などの対人援助者の意図がよくわからず納得して治療に向かっていけないので、そのように向かわせるためにも通訳者が介入せざるを得ない状況になるのではないかと思われる。

4-3 戦略を持った通訳

中国帰国者に対して通訳行為を行っている3つの立場の通訳者からインタビューを行ったが、その結果、共通して中立性や正確性という通訳者の倫理的基準から外れた姿があらわれてきた。特に②、③、④の通訳者の行為は通訳において「逸脱行為」とされるものであり、「構築されてきた通訳イメージ（正確、忠実、完全な通訳）」とは異なるものである。

しかしながら、このような通訳者の姿は、行政や医療者などと帰国者の関係を調整していくために行っているものといえる。というのも、行政側からは単なる通訳ではなく、行政等の意図を理解させる役割を通訳者に求めているのだが、通訳者は帰国者の背景や思いが理解できるため、行政寄りの立場で伝えていくだけではうまくいかないこともわかっており、立場を超え

16) 吉田は、Reddy, M (1979) の説から、通訳者が透明な導管のように存在し、A言語のメッセージをB言語へ、またはその逆に言語コードが変換されることによって訳出され、メッセージが伝達されるというコミュニケーション観を導管モデルと説明している（吉田，2007：p24）。

たかかわりを持つようとしているのだ。福祉事務所通訳者のCさんの「あなたのために」という語りでは、誤解や不信感を排除するために通訳者が一言付け加える行為をしている。スピーカーが発言していない言葉を付け足すことは、正確性という倫理原則から反するものではあるが、帰国者の抱える問題を解決していくためには、行政等と帰国者の間に信頼関係を形成していくことが重要であるため敢えてこのような行為がなされるのだ。

また、支援相談員のBさんのような「娘として」かかわっていくことは、難しい専門用語を噛み砕いた表現にしたり、病気やけがによる辛い気持ちを受け止めることを可能にする。日本の医療制度は複雑で、医療を受けること自体にも慣れていない帰国者には、このような通訳者を介することで、安心して医療を受けることにつながる。また、自立支援通訳のEさんのように診察室の外で説明を行うことは、通訳の役割を超えてしまうものであるが、一人ひとりの帰国者の理解度に合わせた説明を行うことで、医療に対する理解を促進させ、治療に積極的に向かわせることにつながるのである。

これらの語りから、通訳者は単純に連絡役として伝えるのではなく、行政や医療者などと帰国者の関係を調整していくために、通訳者がこのような戦略をもってかかわり、両者の関係を形成し、スムーズな問題解決に向かわせていると考えることができる。

5. コミュニティ通訳者のジレンマ

5-1 戦略の向こう側

通訳者のインタビューから、行政よりの立場、帰国者よりの立場という単純化されたものではない、通訳者の立場や関係性が見えてきた。しかしながら、このような通訳者の戦略的行為が通訳者自身をジレンマに追い込んでしまってい

ることも明らかになった。

①「狭間に立つ苦勞」

行政担当者からの聞き取りにおいて、「帰国者の場合、要望が多かったり、強気に訴えてこられることもある、そのときに行政としてできることできないことを説明しないといけない。帰国者の立場も理解しているとそこがストレスになることがあるし、帰国者と行政の狭間にたつので苦勞もある。」と通訳者が語っていたとのことだった。このことは、関係をスムーズにするための調整が逆に通訳者の負担になってしまっていることをうかがわせる。

②「依頼心が強くなってしまう」

また、ある市区の支援相談員からは、「帰国者の依頼心が強くなってしまわないかと心配している」との話もあった。自立のために行われる通訳であるが、通訳が無料なのでいくらでもつかっていいと思われ、また、通訳者の携帯番号を教えると、個人の携帯電話にかけてきて、個人的に通訳をしてくれないかと依頼してくることもあるという。通訳者は帰国者の立場を理解し、帰国者と社会をつなげていこうと努力しているが、すべてに応えることはできないため、通訳者自身がどこかで線引きをせざるをえないという状況にあるといえる。

5-2 逃れられないジレンマ

行政や医療者等と帰国者の関係をスムーズにするための戦略が逆に通訳者の負担になり、通訳者自身が線引きをせざるをえない状況になってしまっていることが、上記のように語られた。このような状況は、構築された通訳イメージとのギャップもあり、通訳者は戦略をもってかかわればかかわるほど葛藤を感じ、ジレンマに陥ってしまうのだった。そして、このようなジレンマは、構築された通訳イメージからくる通訳

者アイデンティティとコミュニティ通訳者としての実像が異なり、ダブルバインドとなってコミュニティ通訳者がバーンアウトしていく要因にもなってくるのである。

中国帰国者の生活は、支援給付や生活保護などの具体的な制度によって支援されている。しかし制度は、枠組みの内と外の境界を引いていく。異文化を持つ人たちにとって、重要な事柄が制度の枠組み外とみなされたり、マジョリティの人々に当然とみなされる考えや、価値観がなかなか共有できなかつたりする。このような状況下で制度を運営していかなければならないことから、どちらか寄りの立場を行政からも、当事者からも期待されるようになり、通訳者の立場が、綱引き状態になってしまうのである。このような状態になることを恐れ、自分で私はここまでと線を引き、コミットしないと決める通訳者もいるだろう。しかし、中国帰国者の通訳システムには、通訳に徹するのではなく、通訳と支援の役割を曖昧にしたまま、二重の役割があえて課されていることから、通訳に徹することができず、この微妙な立ち位置のままいなくてはならない状況がある。そして、そのことによって通訳者は構築された通訳者イメージによって生じるジレンマから逃れることができなくなってしまうのだった。制度によって設置された通訳であるが、制度によって通訳者が位置づけられ、通訳者の葛藤が構造的なものとなっていくのであった。

6. おわりに

コミュニティ通訳においては、統一された明確な通訳の枠組み(倫理コードやガイドライン)というものがなく、どこまで行うかは、通訳者の善意や親切心によりかかっているところが多い。しかしながら、通訳者が抱えるジレンマを解消するために、枠組みをしっかりとつくり、

通訳者が中立にたてるようにすれば問題解決に至るといった単純な話ではないことが、中国帰国者の通訳の現状からもわかるだろう。

さらに、通訳の役割は構造的に形成されているものであるため、通訳者の抱えるジレンマや葛藤の原因を通訳者個人の能力に求めるべきものでもない。この原因を探求するためには、通訳がどのような場におかれているかを改めて問い直してみる必要がある。文化の狭間、利用者との狭間、当事者の背負ってきた歴史の狭間、制度の狭間に通訳の場がある。そのようなコミュニティ通訳の場がどのような場であるかという解明なしに、通訳者の役割を論ずることはできないだろう。そして、そのような過程を通じた議論の先にこそ、「通訳」という行為の指し示す意味を捉え直すことができるのではと考える。

引用文献

- 蘭信三 (2000a) 中国帰国者とは誰なのか、彼らをどう捉えたらよいのか. 蘭信三 (編) 「中国帰国者の生活世界」. 行路社.
- 蘭信三 (2000b) 中国帰国者研究の可能性と課題. 蘭信三 (編) 「中国帰国者の生活世界」. 行路社.
- Hale, Sandra Beatriz (2007) *Community Interpreting (Research and Practice in Applied Linguistics)*. Hampshire : Palgrave Macmillan.
- 井出孫六 (2004) 「終わりなき旅——「中国残留孤児の歴史と現在」」. 岩波書店.
- 飯田奈美子 (2006) 「埋もれた存在」からの脱却——中国帰国者、支援者のライフストーリーからみる移住の構図. 応用人間科学研究科対人援助領域修士論文.
- 飯田奈美子 (2007a) 在住外国人を対象とした言語保障を考える——コミュニティ通訳の現状と課題から. オープンリサーチ整備事業「臨床科学の構築」ヒューマンサービスリサーチ, 8, 1-17.
- 飯田奈美子 (2007b) 医療通訳における文化的背景の理解. 連利博 (監修) 「医療通訳入門」. 松柏社.
- 今村雅夫・橋本慶一・児玉裕子 (2004) ケースワーカーの働きがいと仕事づくり職場づくり. 尾藤廣喜・

- 松崎喜良・吉永純（編）「これが生活保護だ——福祉最前線からの検証」. 高菅出版.
- 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室「中国残留邦人への支援に関する有識者会議平成19年5月17日資料4」<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/05/s0517-3d.html> (2010年2月20日)
- Mikkelsen, H (1996) Community Interpreting : an emerging profession. *Interpreting, 1(1)*, 125-129.
- 水野真木子 (2008) 「コミュニティ通訳入門——多言語社会を迎えて言葉の壁にどう向き合うか……暮らしの中の通訳」. 大阪教育図書.
- 小田美智子 (2000) 中国帰国者の異文化適応——中高校の日本語教育を中心に. 蘭信三 (編) 「中国帰国者」の生活世界」. 行路社.
- Pinkerton, Yoko (2004) 通訳者には編集は許されるか——日本とオーストラリアの通訳原理の比較. 「通訳理論研究論集」. 日本通訳学会.
- Pöchhacker, Franz (2004) *Introducing Interpreting Studies*, London: Routledge. 鳥飼玖美子 (監訳) (2008) 「通訳学入門」. みすず書房.
- Reddy, M.(1979) The conduit metaphor:A case of frame conflict in our language about language. A. Ortony.(Ed.) *Metaphor and Thought*. Cambridge : Cambridge University Press.
- 中国「残留孤児」国家賠償訴訟原告団全国連絡会 (2006) 「心から「日本に帰ってよかった」と言えるために——中国「残留孤児」が求めるもの」.
- 吉田理加 (2007) 法廷相互行為を通訳する——法廷通訳人の役割再考. 通訳研究, 7, 19-38.
- (2010. 2. 26 受稿) (2010. 5. 14 受理)